

ハーバート・スペンサーの公教育批判

— 彼の制度批判を手がかりに —

Herbert Spencer's Criticism of National Education

— In its relation to his criticism of institutions —

杉 山 英 人

Hideto SUGIYAMA

はじめに

スペンサーは自身の社会哲学を「社会静学」と「社会動学」との二つに分け、後者を「社会が完全な状態へと向かうための動力」を扱うものとしている。社会が完全な状態へと向かう過程というのは、人間の進化の過程に他ならない。また、これは彼の集大成である倫理学でいう「相対倫理」でもある。そして、人間の進化は、社会における各個人の進化に関わる。つまり、社会進化は、その成員である個人の進化に依存することになる。ここに、スペンサーの一貫した個人主義の姿勢が見て取れる。ところで、この人間と社会の進化の動力は、広い意味での教育によることになる。それというのも、教育の目的が、必然的に個人の幸福のための理想社会を実現させる人間の進化に関わるからである。これを個人のレベルで表現したものが、「完全な生活への準備」である。本論では、これを制度面から論じることにより、スペンサーの公教育批判の意味を明らかにしていくことを目的とする。その際、広い意味での教育と社会進化との関連から、「救貧法」、「国教会」、「国民教育」の三つの制度に焦点を合わせるものとする。それは、これらの制度がともに、人間性の進化に直接的に関わるものだからである。ところで、スペンサーにおいてはレセ・フェールと進化、即ち、自由と保守という一見矛盾する二つの要素が相互関連をなしている。つまり、前者が後者の必要不可欠な手段であり、後者が前者の正当化を保障している。従って、本論でもこれら二つの視点からスペンサーの制度批判を論ずることになる。

1. 国教会

スペンサーが非国教徒の家系にあることからわかるように、彼が国教、即ち英国国教会を否定するのはごく自然である。スペンサーはこのことを『自伝』のなかで、家系に沿って跡づけており、彼が非国教徒の考えにいくかに多くの影響を受けているかを告白している。更に、その影響が彼の思想形成の初期段階に特に強かっただけでなく、その後の彼の思想にも及んでいることも彼は認めている。このように、スペンサーが個人の領域に入り込むあらゆる国家の活動を拒絶するのはこのような非国教徒という彼の宗教性も関係している。このような彼の権威の拒絶は、あらゆる領域において一貫して見られる¹⁾。ところで、スペンサーは、J.S. ミルのような当時の功利主義者たちと、幸福を最高目的として設定するという共通点を持ちながら、政府に対する見解で相違していた²⁾。この相違は、同じ目的を実現する方法にある。彼は、「最大多数の最大幸福」という功利原理それ自体を否定しているわけではない。彼にとって、この原理は個人の完全な生活の集成でなければならない。そのため、必然的に政府の存在を必要とする「一般善」という社会幸福の見解を強く批判するのである。スペンサーによれば、政府によって幸福を実現するのは不可能ということになる。それは、政府がそのために「過度法制」という悪循環をもたらさざるを得ないからである。これが、スペンサーの制度批判の基本的視座である。

スペンサーの国教会批判は、彼の絶対倫理である「個人の自然権の保存」という「正義」の視点からも導き出される³⁾。スペンサーにとって、国教会を含めた国家の制度は、国家が持つべき義務の一部に対する侵害に他ならない。国教会は、「国家が守るべき権利への侵害であり、また、国家が保護することを委託された個人の諸能力の発揮の自由への侵害」という点で悪である。なぜなら、既に指摘したように、個人の行為の自由を、それ以外のもの

のを守るために必要とされる以上に制限することにより、国家は保護者ではなく抑圧者となるからである。」⁴⁾この個人の自由とは、それぞれの幸福実現のために諸能力を発揮する自由である。

人間のすべての能力や熱望や信念は、偶然の産物ではなく時代の産物である。人間は、過去の子孫であると共に、未来の親でもある。その思想は、その人間に授けられた子どものようなものであり、従って、決して死なせてはならないのである。どのような者であれすべての者が、不可知の存在の働きを体現する無数の媒介者の一人であることを忘れてはならない。不可知の存在がある信念を人にもたらしたならば、その者はその信念を表明し、それに従って行動することが保障されることになる⁵⁾。

このように、スペンサーは人間の権利の神聖性を主張するのである。不可知の存在はその媒介者である各個人を通して現れるとされる。つまり、各個人の意見は、不可知の存在としての自然法則の現れということになる。スペンサーは、すべての個人が神聖な権利としてのこのような自由の権利を付与されているとしており、その行使は人間の義務だとしている。従って、どのようなものであっても国教会は、この神聖な権利それ自体の否定に他ならないということになる。

『第一原理』第1部「不可知」における科学と宗教との融和の議論で指摘されているように、両者は通常考えられているように、互いに相矛盾するものではなく、両者とも「真理の探求心」⁶⁾というまさに同じ属性を有しているのである。同じことが、異なる宗教についても言える。肝心な点は、神の存在が不可知であり、人間の意識を越えているという認識にある。しかし、人間には神について考える能力は備わっており、その能力こそ「真理の探求心」を追求するための基本条件なのである。科学の進歩を見てもわかるように、真理の追究は人間の進化の源となる。スペンサーにとって、文明化の過程は科学の進歩の過程と同様なものとされ、そのため、宗教に対する考えも同じような過程をとるものとされるのである。

更に、どのようなものであれ国家宗教を認めることは、「真理の探求心」だけでなく、宗教それ自体の否定になるとされる。「もし国家が、不可謬性を主張するのでなければ、国家宗教を設立することは論理的に不可能である。」⁷⁾つまり、国家宗教を設立することは、真理を確立することになり、それは、スペンサーには決して容認することができない神の存在を明らかにすることになるのである⁸⁾。また、もし、宗教が国家の支持なしには存在できないならば、その宗教が人間にとって無力であるか、もしくは不必要であることを自ら証明することにもなる。

「真理の探求心」という視点から、スペンサーは人間の進化における宗教的寛容の必要性を指摘する。「真理の探求心」と同様「寛容の精神」が、宗教と進化に関する重要な考えであり、両者とも、スペンサーの確立した信念である「すべての知識の相対性」⁹⁾から導き出される。人間の意識におけるこれら二つの要素が、不可知である究極の目的へと絶えず向かう過程として人間の進化を生み出すことになる。真理は不可知であるので、宗教の自由は、不可知の存在の現れの一部としてすべての個人に認められることになる。

スペンサーは、宗教に関する三つの主要な事実を提示している。

第一のものは、われわれの出発点となるものである。つまり、どれほど墮落したものであれ、あらゆる形態の宗教には基本的な真理が存在するということである。それぞれの宗教において、真理の探求心が認められるのである。第二は、それぞれの教義に見られる真理の探求心が具体化したものとしての諸要素は、絶対的基準から見れば悪とみなされるものであっても、それらは相対的基準から見れば善とみなされるということである。残りの一つは、様々な宗教的信念は秩序体系の一部であり、それぞれの宗教的信念という特別な意味においてはなくても、その一般的な意味においては必要なものということである。…われわれは、これらのものをその始まりと終わりはわれわれの知識や概念を越えた偉大な進化の要素として、つまり、不可知の存在の現れの様式として、またこれらの信念の根拠として不可知の存在を持つものとして認めなければならない¹⁰⁾。

上記の引用からわかるように、国家宗教はどのようなものであれ、人間の進化の否定となるのである。そのよう

な制度は、人間の意識の絶対性を前提としているのである。スペンサーにとって、神が人間を越えた存在とされる以上、このような人間の意識の絶対性は、不敬きわまりないものとなる。様々な信念が、秩序体系の必要な要素であるというのは、人間の多様性と呼応する。

このような様々な信念を認めることは、寛容の原理から来る。寛容の精神による異なったものの承認は、人間の進化の必要不可欠な要素となる。このことは、進化の過程における道德の重要性を示唆している。

従って、われわれの寛容の精神は、最大限に発揮されねばならない。自分とは異なった信念と接する場合、われわれは、単に不公平な言葉や行為を避けるようにするだけでなく、そのような信念がもつ積極的な価値を広く認めるという正義をもなすものでなければならない。われわれは、拒否の精神を、可能な限り同感の精神で純化しなければならない¹¹⁾。

正義を行うことは、必然的に、神から与えられた自然権としての宗教的自由を保障する。スペンサーは、人間の進化の過程における正義を、「寛容の精神」特に「同感」から見ている。この寛容の精神も同感も、どのような確立された考えからも導き出されない。それというのも、そのような考えは、活動的ではなく保守的なものだからである。故に、スペンサーは、どのようなものであれ宗教の制度に反対する。

現在ある宗教の考えや制度は、そのもとで生活している人の人間性に一般的に適応しているが、その人間性は、絶えず変化するものであるので、結局、この適応は永遠に不完全なものとなる。そして、考えも制度も、変化の早さに応じて頻繁に再構成されねばなくなる。従って、保守的な考えや行動に自由な交流が必要であるだけでなく、進歩的な考えや行動にも自由な交流が必要とされる。この両者がなければ、進歩が必要とする絶えざる再適応はなされ得ない¹²⁾。

変化や人間性の進化の考えは、スペンサーの教育観と深く関わったものである。そうすると、確立された信念を持つことは、進化ではなく、国民性、特にその道德性の停滞につながるような人間性を作り上げることになり、教育と相矛盾することになる。国民の道德性の向上のためには、個人の寛容の精神あるいは同感の自由な交流が必要なのである。

人々の意見が統一されることは、どのような変化も生み出さず、従って、どのような社会改革の可能性も生じ得ない。「自由な交流」という考えが、人間の進化を刺激し、その過程においてそれは社会改革として機能する。この自由な交流は、個人の自然権の交流に他ならない。「意見は、人間性が外部環境をそれ自身に適応させる機能を持っている。そして、個人の意見はこのような機能の一部を構成しており、他のものとともに社会変化を生み出す源を構成する力の単位となる。」¹³⁾ 社会の進化につながる社会の変化は、神の意志の現れとされる個人の様々な意見の交流によってのみ生ずることを、このことは示唆している。つまり、スペンサーの社会改革に対するこのような楽観的態度は、彼の人間性一般に対する積極的な見解からくるものである。教育もまた、このような個人の意見の自由な交流を刺激することが必要とされるのである。従って、個人の意見や信念の多様性を否定するような国家宗教は一切認められないのである。

2. 救 貧 法

この課題に対してスペンサーは功罪の原則に基づいて議論を進める。救貧法に対する彼の基本的態度は次のようなものである。「怠惰で節約心もないために生活に困っている者が、まわりの者に正義の行為として救済を求めることができるであろうか。たとえ勤勉な労働者で、しかも自分の不注意からではなく不運にも困窮に苦しんでいる者でも、もし政府がまわりの者に救済するようにさせなければ、自分の自然権が侵害されたと不平を言うことができるであろうか。もちろんそのようなことはできないのである。」¹⁴⁾ スペンサーは、社会に二つの階級が存在することを認めているが、彼の正義論から次のような見解を示すのである。これら二つの階級が、財産を所有

していた者と、貧困にあえいでいた者とのそれぞれの直接の子孫であること、つまり、貧困な者が抑圧されていた者の子孫であり、救貧税を払う者が抑圧していた者の子孫であることが証明されない限り、決して救貧法を認めるわけにはいかない¹⁵⁾。

このようなスペンサーの見解は、なぜ彼の思想が社会改革として有効性を持たないとみなされるかを如実に示している。すべての者が神から与えられたものとしての行為の自由の権利を付与されているので、その権利を行使することを義務として認められている。その際、その行使が成功し幸福につながる者もいれば、失敗して不幸につながる者もいる。「しかし、これらの結果について国家は何の関心も持たない。国家の役割は、各個人がそれぞれ有している能力や機会を利用することができるということを保障することにある。もし国家が、富める者からそうでない者へと与えるようにしたならば、それは、一方に対して義務以上のことをすることで他方に対する義務を侵害することになる。」¹⁶⁾つまり、スペンサーにとってなにより重要なことは、個人の権利を保障することである。「正義の管理」¹⁷⁾がスペンサーの思想において一貫して最善の政策なのである。功罪の原則や自然の因果法則に基づいた彼の社会改革観が、「厳格な原則」¹⁸⁾を持っていることはスペンサー自身認めるところである。特に「適者生存」といった表現が、スペンサーは弱者を無視ないし切り捨てているという印象をより強くしているのである。しかし彼が目指したのは、人間性への積極的な見解に基づく真の社会問題の解決であるので、彼にとって、理想社会実現のためには内的行為規範である道徳が最も重要な要素となるのである。結局のところ『教育論』における相対的価値基準の第4「市民性」に、社会の進化が関わっているのである。つまり、「社会の幸福は、その市民の性質に最終的には依存する」¹⁹⁾のである。このようなスペンサーの個人主義は、彼が個人の幸福を第一義にしているからといって、社会を無視したものではない²⁰⁾。

救貧法は、宗教の場合のように国家の道徳性を左右し、人間の感情一般、特に道徳感覚や同感に直接関わるが、その質において両者は異なる。一方は寛容の精神であり、他方は慈善(beneficence)に関わる。前者は、正義の考えそのものであり、後者は人間性のより積極的な側面に関わる。「慈善(charity)は、その性質上基本的に文明化の性質を有している」ので、「あらゆる寛大な行為に伴う感情は、利己的な存在である個人に、理想の人間の要素を加えることになる。…従って、同感によってやわらげられた苦悩は、二重の意味で有効である、…それは、そのような苦悩を将来取り除くことができるような人間性を形成するのに有効なものである。」²¹⁾従って、この種の同感、即ち慈善は、理想の人間及び理想社会実現のために正義を補完するものとして必要不可欠となる。ところで、ここにも社会改革としてのスペンサーの思想の弱点が明らかに示されている。慈善は、同感のより積極的機能を持った自然な道徳感情であるが、スペンサーの社会哲学における社会動学である社会進化の積極的側面とは直接的に関わらない。確かに、それは社会進化に関わり得るが、むしろ理想社会において必要とされる。スペンサーにとって、正義は公事であるが、慈善は私事なのである。しかし、救貧法のような国家による慈善行為は、社会改革を目的としてはいるが、その意図とは逆の効果しかもたらさず、個人の真の慈善の精神を悪化させるために否定されるのである。また、宗教に対するのと同様、スペンサーの救貧法批判は国家の道徳性、即ち、正義との関連でもなされるのであるが、若干異なった意味あいを持つ。つまりそれは、国教会の場合と違って、人間の自然権の直接的な否定とはならない。しかし、スペンサーにとって、正義に基づかない救貧法は道徳の進化に対する障害となる。

国家宗教が、宗教そのものに対する否定となるように、救貧法は、慈善の精神そのものの否定につながるのである。この慈善の精神そのものを促進するための社会改革に対して、ここでもスペンサーは楽観的ではあるが、人間性への一貫した積極的態度を示している。

悪い状態を一時的に癒すのと、完全に直すのとどちらが良いだろうか。不幸な状態を公共の慈善事業によって和らげるのと、その状態をはっきりとさせて、その真の原因を明らかにし、それを取り除くようにするのとどちらが良いだろうか。病気の痛みを和らげるために、継続的に鎮痛剤を投与する医者として、病気の症状をはっきりとさせるために、患者に少しばかり痛みを経験させることによって、病気の箇所を見つけ、それを速やかに治療する医者として、どちらが親切な医者と言えるだろうか²²⁾。

これと同じように、救貧法は、貧困という悪い状態を和らげはするが、それを取り除くことはない。その逆に、真の解決に向かう個人の慈善の精神の育成を遅らせてしまうのである。公共の慈善事業は、富める者も貧しい者もともに慈善の本来の意味を理解する際の妨げとなる。スペンサーによれば、慈善はそれが「自発的」になされた時に、より広範な効果を発揮する²³⁾。この自発性が社会進化につながる真の社会改革を生み出すとされる。公共の慈善事業は、「真の慈善の精神の発揮に取って代わり、[慈善]制度の制定は、道徳的義務の遂行に取って代わる。強制されたこの種の行為が、慈善という寛大な感情につながることはほとんどない。」つまり、公共の慈善が、社会改革に必要な国民性の質を向上させるものとしての「純粋な同感」を発揮させることはない²⁴⁾。その悪影響は、貧しい者を救済することができる者だけでなく、それを必要としている貧しい者自体にも及ぶ。つまりそれは、貧しいけれど勤勉な労働者の自立を妨げることにもなるのである。

〔救貧税という〕法的な要求が満たされれば、良心も満たされることになり、これ以外のどのような寛大な精神の発揮から免除されることになる。つまり、慈善の精神が〔本人ではなくその〕代理によって管理されることになる。そうすると、より質の高い感情が利己的なものに打ち勝つような気持ちになることは決してない。その結果、そのような感情は、未だ未熟な状態のままであり、結局は国民性の質の低下を招くことになる²⁵⁾。

もし「自発的な慈善の精神が貧しい者の一般的な状況を救済するのに十分であるならば、どのような国家による対策も必要ないと言えるだろうか」ということについて、スペンサーは次のように答える。

人間というものは、一度も義務を果たす機会を持たなければ、日頃そのための準備をするようなことはないし、一度も徳を発揮する機会がなければ、それを発揮することもない。道徳心が発揮されるかどうかは、そのような機会を持つかどうかに関わっている。〔道徳心のような〕より質の高い感情は、それが発揮されるような環境を持たなければ、ずっと発揮されないままに留まる。従って、貧困に対して政府が何か対策を取るならば、富める者が慈善の精神を発揮するような機会を持つことは全くなく、また貧しい者も質素で儉約であろうという気持ちになるようなこともない。富める者は税金を支払っている限り、自ら貧しい者に手をさしのべることはなく、貧しい者は尽きることのない基金をもらえる限り、儉約することはない。それ故、もし救貧法がなければ、富める者はより慈善の精神を持つようになり、貧しい者はより儉約になる、と結論づけることができるであろう。一方は手をさしのべることが多くなり、他方は求めることが少なくなる²⁶⁾。

確かに、スペンサーにおいて慈善は絶対道徳法則における道徳の積極面に関わる。しかし、自発的な慈善の精神という国民の道徳性は、消極的な意味で社会の進化に関わる。このような社会改革は、社会問題を解決するための積極的な社会の進化の必要不可欠な条件となる。この意味で、公共的ではなく自発的な慈善は、宗教の場合とは大きく異なった道徳と言える。このことは、『教育論』第三章「道徳教育」に直接的に関わるものである。

3. 国民教育

スペンサーは、『政府の固有の領域』(*The Proper Sphere of Government*, 1843)の第7及び8節、『社会静学』(*Social Statics*, 1850)の「国民教育」そして『事実と論評』(*Fact and Comments*, 1902)の「国家による教育」において、国家による教育制度を強く批判している。そこでの議論は、国家宗教に対する彼の批判と通ずるものがある。この議論の類似性は、両者とも人間性に直接関わることから来る。

これまで見てきたように、進化の過程は教育の過程に他ならず、この意味において、彼の『教育論』は方法論として位置するのである²⁷⁾。また、スペンサーの教育重視はその思想体系から必然的に導き出されたものでもある。それは、彼が、教育の機能は、社会改革に直接的にしかも積極的に関わることを認識していたからに他なら

ない。「人々を教育することが目的なのである。この目的は、最も重要な結果をもたらすものである。その結果は、われわれの行為がもたらす他のどんなものよりも、子孫の繁栄と幸福により深く関わり、その結果により、何百年、おそらく何千年もの間、人間の進歩が進んだり遅れたりする。」²⁸⁾そこで、本節では、人間及び社会の進化をもたらすものとしての教育という、教育の積極面に焦点を当てる。

彼の国民教育批判は、それが必然的に国民性を一様なものにすることにある。

まず第一に、国民教育は画一的な指導体系が望ましいと考える。一般的に、教えられる知識の種類やその指導法が同様であることが国家が管理する教育機関にごく普通に見られる特徴である。…見識のある者であればほとんど誰でも次のような見解に賛成するであろう。つまり、人間は基本的に絶えず進歩する存在であり、創造者によりそのようにされており、最終的には、より高度な道徳的・知的状態の世界を作り出すことになる進歩や完全なものになることへの要求を生まれながらにして持っているのである²⁹⁾。

「絶えざる進歩が人間の存在の主要で不変な法則である」³⁰⁾というのがスペンサーの確固たる信念である。この絶えざる進歩の源は、それぞれの個人の内にであるとされる。「人間の進歩という壮大な体系に沿って、神は常に進歩とともに機能する法則を人間の精神一般に与えたのである。…もし人間が絶えず進歩する存在であるとするならば、当然、神によって与えられた人間性も進歩を手助けするのに最も適したものに違いないことになる。」³¹⁾これが、スペンサーの個人主義観である。その際、個人の強調は、あくまでも人間一般の進化つまり社会進化のためである。スペンサーは次のようなことを普遍的なことを考えていた。「われわれは、二人の人間が同じ様な精神を持っているのを見ることはない。存在するものの体系はどれも、一様ではなく無限の多様性を持っている。このことは、それらが完全なものへと向かう傾向が非常に強い構造を持っていることを示しているといつて間違いないであろう。」³²⁾人間性が一様である場合、そこから社会の進化が起こる可能性は全くないのである。

このような進歩の障害としての一様性は、国家における専制が起こりうる危険性を示していると言える。国民教育は、「人々を良い市民にするために、社会生活に適したものにすること」を目的としている。従って、「政府は、良い市民とはどのようなものであるか、またどのようにすれば子ども達をそのような良い市民にすることができるのかということであらかじめ決定した上で、子ども達をそれに合うようにさせるのである。そのこと自体まず第一に、一定の型にはまった市民という明確な考えを形成している。そして、そのあとで、その型に合った市民を作り出すのに最も良い体系となるようにその指導体系をより綿密なものにするのである。」³³⁾こうしてすべてのことが政府によってのみ決定されることになる。この点に関して、スペンサーは、プロシアにおける私立学校の禁止やオーストリアにおける偏った教育内容といった専制的政府の例を挙げる³⁴⁾。国家による統制、特に教育の統制は、それが国民性を強固に統制するものであるため、どのような新しいことも考えも禁止するとスペンサーは確信する。「何かを新しくすることがもたらす未確定な影響を恐れるあまり、政府は自分たちが始めたもの以外のことを教えることを一切認めないのである。[国家が規定した]型にはまった市民を作り出すという目的のために、政府はあらゆる行為に対して強固な管理を行うのである。」³⁵⁾スペンサーが恐れているのは、「国家による教育は、国民の利益のためというよりもむしろ、権力のある者たちの利益のために運営されるだろう」³⁶⁾ということである。一度それが設立されてしまうと、目的となる市民についての考えが間違っているかどうかということや、指導方法が偏ったものであるかどうかは問題外なのである。その教育体系に対しては、どんな批判も受け付けなくなり、こうして教育の方法の多様性を求める道はなくなる。

スペンサーが最も批判するのは、進化に対する制度の保守性である。つまり、「すべての制度は、利己的であるために、自己保存の本能を備えている」ということである³⁷⁾。彼は、コベットの時代の安価な本の販売の禁止、つまり「知識への税」を例としてあげる。³⁸⁾これは、まさに社会における教育の普及の禁止である。もう一つの例として、スペンサーは教会による教育の統制、つまりその教義を信仰しない者の排除をあげる。これは、「知識の普及のためにつくられたまさにその組織が、それ自体その抑圧者となっている」³⁹⁾ということである。これら二つの例は次のことを明確に示している。このような人たちにとって最も重要なことは、社会をよりよい状態にする

ために人々を教育することではなく、人々を自分たちに都合の良いある一定の型にはめ込むことである。このような人たちは、自分たちの信念や考えに合わない知識を教えようとすることは決してしない。つまり、自分たちにとって何か新しいことを人々が考えないようにさせるのである。これは、たとえそれが人間の進化にとって必要とされるようなものであってもそれを否定する考えである。

これらの例がよく示しているように、スペンサーは国家の制度、特に、人間性に直接関わるものを一切信用していないのである。もし、保守的な考えが社会に蔓延したならば、人間の進化は起こり得ない。なぜなら、進化とは、絶えざる変化の過程に他ならないからである。従って、国民教育が、この人間性における変化の過程を促進することはないとされるのである。

変化は、現存の制度を脅かし、それを修正し、最後にはそれを打ち壊す。従って、制度は、必ず変化に反対するのである。これに対して、適切な意味での教育は、変化と密接に関わり、その先駆者であり、決して休むことの無い改革の源であり、絶えず人々をより質の高い状態にさせ、現状のままにさせないようにする。それ故、制度と教育は必ず敵対関係にある。なぜなら、制度が存続するかどうかは、そこで生活する人々が変わることなくそのままの状態にすることが前提となり、これに反して真の教育は、人々を今とは違った存在にさせるからである⁴⁰⁾。

教育組織それ自体、またそれを管理する政府は、必然的に物事をそのままの状態にさせようとする。それらに国民の精神を管理させるのは、物事を本来あるべき姿にしようとする意欲を抑圧することになる。制度は、自分たちの維持・継続に適した文化は認めるが、進歩を志向する社会が持っている制度の基盤を脅かすような文化、言い換えれば、最も価値のあるような文化には敵対する⁴¹⁾。

人間性に直接関わる教育が単一の様式であることは非常に危険であると言える。それにより、人々は、たった一つの思考方法にのみ従うことになる。このため、どのような制度も、その自己保存により、結局は国民の質の低下を招くことになる。教育の方法それ自体、変化すべきものである。その改良はまた、人間の進化を示すものである。スペンサーにとって、イギリスのパブリック・スクールや大学における科学の排除は、まさに時代に逆行するものであった。「これらの制度は皆一様に、改革に対して一切耳を傾けないので、指導法を改良したり、今よりも良い指導内容を選択しなければならない様なものとなってしまった。」⁴²⁾

ところで、スペンサーは保守的であることも進歩にとって有効であることを否定してはいない。それは、スペンサーの自由主義であるレセ・フェール自体、外からの改革を否定し、内的変化を待つという意味で、表面上現状維持を認めることになるからである。この点に、スペンサーの保守性が見て取れる。しかし、この保守性は、あくまでも内的変化の自然過程を保障するためのものである。つまり、制度の持つ保守性とは異質のものである。「改革的であるばかりでなく、保守的でもあることが社会の効率にとってまさに必要なものである。なぜなら、それが結果的に進化を生み出すからである。しかし、人工的に一方に対して他方を優先させることは全く得策ではない。それにも関わらず、国家教育を制定することは、まさにそうすることなのである。」⁴³⁾ここでスペンサーが強く否定しているのは、保守的であることが人間の進化に対してもつ否定的作用である。

スペンサーは、国家干渉としての国民教育の正当化の論理を次のように見ている。商業の場合と同じように、それは人々が良し悪しの識別能力に欠けているために要求される。つまり、人々はだまされないように保護される必要がある。親は、正しい子どもの教育について十分な知識を持っていない可能性があり、また、自分たちの子どもの教育について偏った考えを持ちやすい可能性がある。このように人々が無知で無能力だという考え方が、国家干渉に対して都合の良い正当化を与える。しかし、スペンサーはそれを対症療法として否定するのである。何であれ、社会問題は人間性の変革という継続的で長期的な過程を経ることによってのみ可能とされるのである。ここには、スペンサーの「社会は成長するものである」⁴⁴⁾という信念がある。国民教育が正当化されるためには、人々が良い教育に対して十分な関心も判断も持っていないということが前提とされる。また、教育の主要な機能としては、最も良い方法で精神を発達させることが考えられるが、「そのためには、二つのことが必要となる。ま

ず、どのような精神を形成すべきかについて知っていること。次に、いかにしてそのような精神を形成するのかについて知っていること。」⁴⁵⁾このためには、政府が本来あるべき姿になっていなければならないとスペンサーは指摘する。このように、この議論の前提そのものが、矛盾に満ちているのである。「政府の管理の要求が、現状のままの人々の誤った『関心と判断』に基づいており、従って、このような要求を批判することは、政府が本来あるべき姿にないこととみなしていることになる。しかし、政府が本来あるべき姿にあるということもできない。なぜなら、その前に、指摘されているような人々の『関心と判断』についての欠陥がなくなっていなければならないからである。」⁴⁶⁾このように、国民教育の必要性は、誤った前提に基づいているのである。人々の現在の不十分な判断力を十分なものにすることも教育の役割である。

商業のような他の領域と違って、教育は人間の諸特徴の形成に直接的に関わる。人間性の多様性とそこから生じる作用が社会進化の動因となるので、その多様性を作り出すのに、単一の教育方法を設定することは不可能である。そのためには、当然その方法も柔軟なものでなければならない。教育のより良い方法の追求と人間性の進化との間には相互関係がある。人間性がより進化すれば、さらに良い教育方法も考案される可能性がある。そのためには、人間性の多様性から生じる意見の多様性が不可欠となる。そのために、意見の自由な交流とぶつかりあいが、互いに刺激し合って、進化を促進するのである。そのことが、互いの長所と短所を明らかにし合うことになる。ところが、「大胆で自立した思考、独自の考え、自分の原則の徹底した保持、これらのものがもつすべての特徴が、[国民教育において]促進されるようなことはほとんどない。」⁴⁷⁾もしも、人間性に関わる最も重要な使命をたった一つの制度が管理するならば、このような個人による互いの研鑽を期待することはできない。国家ないし政府が、このような義務を果たすことになるが、その際の主題は、画一的な国家の考えを子ども達に植え込むことである。これに対するのが、スペンサーのレセ・フェールである。教育においては、多様な意見の自由な交流を促進するためには彼のレセ・フェールは有効と言える。その際、徳性との関わりが指摘される。自分以外の者が意見を述べることを認め、それらを自分の考えをより良くするために活用するようにさせるものが道徳に他ならない。それぞれの人が、自分以外の者がそれぞれ特有の考えを述べる権利があることを認めるのに十分道徳的存在である場合のみ、意見を生み出す「真理の探求心」は機能する。このような個人の態度が、人間性をより完成された状態へと導くのである。

人間の進化の主要なテーマの一つは、人間の自由な権利を保障するために、個人の内部に道徳という内的行為規範を確立することである。ところで、自由の権利とは、幸福実現のための諸能力の発揮の前提となる。この場合、自由の権利とは特に、言論の自由を意味する。

多様な精神の構造が多様な意見を生み出す。異なった精神が同じ事柄についても異なった見解を示す。従って、あらゆる問題は、そこから派生するすべてのものとの関連で吟味される。意見が対立する立場の人々との幅広い議論により、適切な原則が引き出される。真理は、精神と精神との葛藤から生じるものである。それは、相対立する考えの衝突から生じる光輝く閃光であり、精神の女神や道徳の美しさと言えるようなものである。それは、また、人々の意見が互いにぶつかり合うことによって生じる。議論と自分の確固たる意見の主張が真理の発見のための不可欠の要因である。社会においてそれぞれの精神が普遍的に持つ多様性を保つことがなければ、議論も自分の意見の主張も起こり得ない⁴⁸⁾。

このように、「人間の精神構造の無限の多様性が人間の精神一般の進歩にとって不可欠」⁴⁹⁾というのがスペンサーの変わらぬ信念であるので、国民教育は人間の多様性のある一定の枠にはめ込むものとされ否定されるのである。国家宗教を扱った節でもふれたが、人間の無限の多様性は、国民の道徳性に関わる。そこでは、異なった信念や意見の自由な交流が真理への不可欠な道であるということがスペンサーの確信であることを見てきた。多様な意見の交流は、それぞれの個人が、自分たち以外の者の意見を述べる権利を認めることが前提となる。このことが、議論を活発にし、人間性をより完全な状態へと導くための必要条件となる。このような条件を満たすためには、寛容の精神を持つことが要求されることになることも見てきた。この意味で、道徳は人間の知性の進化の前提となるといえるのである。ここにも、スペンサーの知性に対する道徳の優位の立場を見て取れる。スペンサーは知

性と道德との関係の混乱を避け、教育の主要な役割を個人が絶対道德法則に従うような意味で完全な人間にすることに求める。これが、内的行為規範の確立に他ならない⁵⁰⁾。この法則に基づいてはじめて、人は、それぞれの幸福のために個々人が持つ諸能力を自由に発揮することができるのである。従って、道德が人間の幸福の不可欠の条件であると同時に、人間の進化の目的ともなる。なぜなら、道德のみが人間の幸福を実現可能とするからである。

スペンサーは、それぞれ異なった質を持つ人間性を特定の型にはめてしまう国民教育の危険性を、更に次のように説明する。

後続の世代にも及ぶことになる影響は、すぐにでもある特定の国民性を形成することになるであろう。あらゆる者が同じように考えはじめ、どのような事柄に対しても同じような意見を持ち始める。ひとつの普遍的影響力を持った偏見が社会の精神に影響を及ぼす。そして、真理を絶えず追求することに代わって、そこから徐々に離反するようになる。…確立されたシステムが採用されると、それがいかに思慮深く考えられたものであっても、また、それが思想の自由や自立を生み出すような努力をするようなものであっても、最終的には、一般的に、一面的で同じような精神構造を作り出すことになる。そうである限り、徳性を備えた知的な人間を生み出すものとして不可欠な自分の意見を主張し、物事を探求する精神を生み出すその源を枯渇させてしまうであろう⁵¹⁾。

画一性は人間性における多様性である個性を消し去ることになるので、どのような進化も生み出すことはない。「特定の型にはまった教育」から生じる画一性は、自然な要求を満たすことはあり得ない。「人間の精神は、異なったものとして作られており、それぞれ特有の長所と短所を持っているので、ある一定の文化内容があらゆる場合に追求されることが正当化されることはあり得ない。どのような精神も扱われる際には、それに適した環境が用意されるように考慮される必要がある。しかし、このような考慮は国民教育のもとでなされることは決してあり得ない。」⁵²⁾教育の目的は、「人を可能な限り完全な状態にするために世界へと投げ入れることである。」⁵³⁾この場合の「完全」とは、それぞれの個人が自分自身の幸福観を持つことを意味する。それ故、スペンサーは、個人の特性を強調するのである。

これと同じことが、教師という職業についても当てはまる。同じ人間は存在しないので、教師の性格も当然異なる。そうすると、多様な性格を持った教師が単一の指導法をとることができるとは考えられない。もし、画一的な教育方法がとられるとすると、人間性の改良にとって最も効率のよい教育方法が採用されることは決してあり得ない。

教師は常に熱意を持って自分の指導方法を良くしようと努力しており、常に教師という自分の職業の新たな原則を探し求め、日々その成果を実践に移していると思われる。しかし、国家から給料をもらい自分たちより立場が上の役人の言うことだけを聞き、自分の立場を危うくするような世間からの評価も受けないような教師にわれわれは期待することはない。そのような教師が、自分の生徒一人一人の性格について深く考え、絶えず自分の指導をそれぞれの場面に適するように変更するとは思われない。また、そのような教師が、絶えず研鑽し、自分の徳性を高めるようにするとも思えない。あらゆる場合にあってはまるように、教育においても、良い意味での競争の原理が有効であり、それが将来の目的達成につながる唯一のものと考えられる⁵⁴⁾。

スペンサーは、「国民の精神を急速に向上させる」という教育の国家制度の持つ効率性を認めてはいる。そのような例を、彼はプロシアやドイツの教育制度に見る。しかし、それらは人工的なものであるもので、最終的にはその目指すものを達成することはないとみなす。「温室の植物が外の植物よりも早く育つからといって、それが完全な木になるということはできない。実際にはそれとは正反対であることをわれわれは経験から知っている。」人工の方法は、一時的には効果があるように見えるけれど、最終的に目的を達成するための十分な基盤を持たな

いのである。

被造物においては、その構造がより完全なものに近ければ、それだけ発育するためにかかる時間は長くなるというのが、重要な法則の一つである。これとの類推でいえば、次のように言うことができる。つまり、同じことが、人間の精神一般についてもあてはまる。満たさなければならない基準がより質の高いものであれば、それだけそこまで進歩するのに時間がかかる。つまり、その最高点に達するまでには長い道のりがある。完全な状態という最高点に至るまでにかかる労力は、広範で深遠な基盤がなければならず、それ自体、人間性の基本的で変わることのない特質から導き出されるものである。そして、その目指すべきものは壮大なものなので、それを達成する行為は当然ゆっくりしたものにならざるを得ない⁵⁵⁾。

これがスペンサーの言う人間の進化の自然な過程という考えであり、スペンサーが進化にとって必要とする保守性の意味である。「進歩の速度は神によって定められている」という信念がスペンサーにはあるので、その過程は自然な速度にまかせねばならないとされる。もしその自然な過程において何らかの不都合が生じた際に、それに対して人工的に対処するならば、その過程そのものが誤った方向に向かうことになる⁵⁶⁾。国家によるどのような政策も、自発的な活動にまかせることを否定するという性急な社会改革観に基づいている。しかし、教育という人間性の質を高める過程は、「自然で自発的に生じる過程即ち、国民の精神状態それ自体から生じるような自己開示の過程」⁵⁷⁾なのである。

教育方法に関して言えば、スペンサーが強く主張していたことは、当時蔓延していた悪しき伝統という偏見を取り除くために、それをより文明化されたものにするということである。彼は、当時の全く進歩が見られない教育内容や方法を強く批判している。そこには、国民の質を高めるような機会も可能性もほとんど見られない。ほとんどの教育機関で一貫してなされている古典教育が、「世界に対する偏見を持った見方を、そうでないものにしようとするのは不可能」⁵⁸⁾とさせてしまう。

古典教育が生徒に、次のようなことを教えることはない。言葉は単に考えを表すものであり、考えそれ自体ではない。言葉は、単に知識の伝達のための通路であり、目的に対する手段に過ぎない。言葉は、目的に貢献する限りにおいてのみ価値がある。言葉をそれ自体のために学んだ者は、次に述べるような者と同じであることをいかに明らかにしても古典教育は全く耳を貸さない。決して後で使うことのない一群の道具を、莫大な時間と労力を費やしてつくるような職人。他にずっと質の良い果物がたくさん、しかもすぐ近くの手が届くところにあるのに、高い木のでっぺんにあるほんのわずかな、しかも質の良い果物取るために、何年もの人生の最も充実した期間を費やして梯子をつくるような者⁵⁹⁾。

スペンサーは、このような古典教育が重要であったのは、今とは違った状況にあったからであるということを強調する。古代では、古典語といわれているものに精通することが知識を得る唯一の手段だったのである⁶⁰⁾。

このように、単一で画一的な教育を行うというのは、次のように言っているのと同じことである。

現在のわれわれは、精神の進歩の最高点に到達しているので、様々な種類の情報の相対的価値を適切に判断しており、知性の教育にとって最も完全な方策を立てることができるのである。われわれは、自分たちにとっても、後続の世代にとっても最も価値がある知識の種類が何であるのか、また、最良の指導法は何であるのかについて十分に知り得るだけの能力がある。また、われわれは、精神について完全な知識を持っているので、後続の世代に自分たちが伝えることがすべて正しいとすることができる。これほど思い上がった想像も他にない！⁶¹⁾

スペンサーにとって、国家教育は、このような非現実的な過程に基づくとされる。このような見解は、彼が人間

性は、徐々に進歩しながら改良されていくという見解と合致する⁶²⁾。

スペンサーの権利観、すなわち人間の権利は神から与えられた神聖な権利だという観点からみても、国民教育は個人の権利の侵害に他ならないために、否定される。

なぜなら、もし教育が国家によるものであるならば、それは政府によって、つまり、国家の基金によって、運営されることになる。この基金は、当然のことながら歳入からとられるものである。そして、その歳入は、税金から来るものである。ところで税金は、あらゆる人に、つまり子供がいる人にもいない人にもかかるものである。そうすると、すべての人が、国家による教育制度を維持するための税金を納めなければならないことになる。その際、納税者がそのような制度を必要としているのかどうか、言い換えれば、それを認めているのかどうか、ということは全く考慮されることがない⁶³⁾。

このような国家による教育制度は、人々から選択の権利を奪うことになる。国教会の場合のように、これは、「人々に、自分たちの原則とはあわないような制度を維持させたり、自分たちやその子供がそこから何ら得るものがないような指導に対して支払いをさせるという不正義」⁶⁴⁾を示している。これは、明らかに国家の果たすべき義務の領域を逸脱している。「個人の財産でその人や他人の子供を教育することを賄うのは、その人の権利の保護にとって必要ないことである。そのような目的のために、人の財産の一部を吸い上げるのは、明らかに間違っている。」⁶⁵⁾

ここでは、子供の教育権の問題が現れる。つまり、神から与えられた個人の自由の権利を行使するという義務を果たさないということではなく、その子供の権利を保護するという義務を果たさないという問題である。これは、スペンサーが、進化論的倫理学では、相対的価値基準の第二番目の価値である「子供の養育」が最重要課題であるという認識とも矛盾するように思われる。なぜなら、これまでのスペンサーの批判は、人間の権利に対する消極的な見解ととれるからである。

スペンサーは、子供の教育を受ける権利に対してこのような消極的な見解をとる十分な理由を持っていた。「自分の子供に対する愛情は、人間が持っている最も強い感情のひとつだということよりも当たり前のことではないであろう。」⁶⁶⁾ 親というのは、自分たちの子供の幸福のためには十分すぎるほどの注意を向けるものである。これは、自然で「神によって指示された使命」⁶⁷⁾である。国民教育というのは、このような人間に与えられたこの神聖な役割を奪い取るものである。重要なことは、親のこのような自然で神聖な使命をより良く果たせるようにすることである。このような使命を果たす機会が少なければ、それだけそれに対する意識を失うことになる。もし国家により教育がなされるならば、必然的に、自分たちの子供を養育するという親の自然な使命を減ずることになる⁶⁸⁾。実際このことは、当時の家族の教育的機能の低下という現象にみられる。このことは、人々が市民としての義務を放棄していることを示している。もし、子供の養育が消極的な慈善に関わるならば、親としての義務に対する意識の低下の影響は、また、慈善一般にも及ぶことになる。もし、子供に直接関わる徳性が低下するならば、いかにして、人は他人に対して自分たちの徳性を発揮できるのだろうか。この意味で、利己主義は利他主義に先行するのである。

これまで見てきたように、スペンサーの国民教育に対する最大の批判は次のようなものである。「国家による教育は、必然的に、徳性や知性を育成することに対して画一的な方法をとることになる。そうすると、国民の精神活動にとって欠くことのできない一人一人の性格がもつ多様性がなくなることが当然生じることになる。」⁶⁹⁾ 国家の道徳性についていえば、国民教育は、教育された人間、即ち、社会における市民の育成にとって障害となる。あくまでも、社会改革は、人間の諸特質を直接的に改良することによってのみ実現されるという信念をスペンサーは持っているのである。このことは、必然的に苦痛を伴うことになる。ここでもう一つ重要なことは、人間の意識に対する影響である。もし、政府が教育に対して責任を持つ唯一の制度だとすると、人々は、自分たちとその子供たちの教育に対して関心を持つ必要がなくなる。「人々は、学校での教育にのみ関心を持つことになり、学齢期が終了した後の教育をどうするのかについては考えなくなる。人々は、自分たちが日常生活で子供に対して果たす義務が重要であり、実際、教師のものよりもずっと重要であることを知らないはずがない。」⁷⁰⁾ 確かに、社会悪を取り除くためには国家による教育制度が有効性を持つように思われるが、その反動も見逃してはならないの

である⁷¹⁾。

ま と め

本論では、スペンサーにおける社会進化の過程としての教育を彼の『教育論』ではなく、彼の制度批判を通して論じてきた。それは『教育論』が、主として個体進化に関わるのに対して、制度批判は社会進化に関わるからである。その際、「国民教育」だけでなく、「国教会」や「救貧法」という制度も取り上げたのは、これらが共に人間の精神に直接的に関わるからに他ならない。彼の制度批判は、「過度法制」に集約されるが、これら三つの制度に対する批判は、人間の多様な精神を一律なものにしてしまうという制度の持つ保守性により、国民の精神全体が停滞してしまうことにある。これに対して、進化を生み出すものとして、スペンサーは「真理の探求心」をあげ、その前提として個性という多様な精神の自由な交流が重視されるのである。そして、この自由な交流を保障するものとして、自由の平等原則という個人の自由な権利が最大限重視されるのである。つまり、個性の開花という内的変化の自然過程の尊重である。この意味で、一見矛盾するレセ・フェールと進化という二つの要素が相互依存関係にあるといえるのである。またスペンサーは、このような自然過程に対して、いかなる人工的な改革も否定するため、表面的に彼の思想は、現状維持見えるのである。ここに、制度の持つ保守性とは違った、レセ・フェールという自由主義の保守性が見られるのである。

注

1) スペンサーは、個人の自由を侵害ないしは制限するような権威は一貫して否定したが、権威そのものを否定したわけではない。それは、「自然には従うべきだ」という彼の表現が典型的に示しているように、最高善である幸福実現のためには従うべき自然法則があることを強く主張している。そしてそれを明らかにするものとして、科学を従うべき権威としている。これはもちろん単なる科学的知識のことを言っているのではない。幸福のためには、各個人がそれぞれの能力を適切に行使することにより、満足や快の感情を生み出すことが必要であり、そのメカニズムを明らかにするものとしての科学が従うべき権威として立ち現れるのである。

2) 拙稿、「スペンサーにおける最高善としての幸福—彼の教育の目的の理解のために—」、『千葉大学教育学部研究紀要』第41巻第2部、平成5年、pp.79-90参照。

3) H. Spencer, *The Proper Sphere of Government*, London, 1843, p.7.

4) H. Spencer, *Social Statics : or the conditions essential to human happiness specified and the first of them developed*, Augustus M. Kelley, New York, 1969, p. 305.

5) H. Spencer, *The First Principles*, William & Norgate, London, 1900, pp. 125-26.

6) H. Spencer, *The First Principles*, p. 104.

7) H. Spencer, *Social Statics*, p. 308.

8) H. Spencer, *The First Principles*, Part I 'The Unknowable'参照。

9) *Op. cit.*, Part I, Chapter IV 'The Relativity of All Knowledge'参照。

10) *Op. cit.*, p.104.

11) *Loc. cit.*

12) *Op. cit.*, p. 105.

13) *Op. cit.*, p. 14.

14) H. Spencer, *The Proper Sphere of Government*, p. 7.

15) *Op. cit.*, pp. 7-8.

16) H. Spencer, *Social Statics*, pp. 311-12.

17) H. Spencer, *The Proper Sphere of Government*, p. 5.

18) H. Spencer, *Social Statics*, p. 329.

- 19) H. Spencer, *Education, : intellectual, moral, and physical*, D. Appleton & Co., New York, 1910, p. 15.
- 20) 拙稿, 「ハーバート・スペンサーの個人主義」, 『千葉大学教育学部研究紀要』第42巻第2部, 平成6年, pp. 73-85参照。
- 21) H. Spencer, *Social Statics*, pp. 318-19.
- 22) H. Spencer, *The Proper Sphere of Government*, p. 9.
- 23) *Op. cit.*, p. 10.
- 24) *Op. cit.*, p. 11.
- 25) *Loc. cit.*
- 26) *Loc. cit.*
- 27) 拙稿, 「英国における体育概念—その一特質としてのH. スペンサー—」, 体育原理専門分科会編『体育の概念』第3章, 不昧堂, 平成7年, pp. 64-82参照。
- 28) H. Spencer, *The Proper Sphere of Government*, p. 24.
- 29) *Loc. cit.*
- 30) *Op. cit.*, p. 24.
- 31) *Op. cit.*, p. 25.
- 32) *Loc. cit.*
- 33) H. Spencer, *Social Statics*, pp. 332-33.
- 34) *Op. cit.*, p. 333.
- 35) *Loc. cit.*
- 36) *Op. cit.*, p. 340.
- 37) *Op. cit.*, p. 341.
- 38) *Op. cit.*, p. 342.
- 39) *Op. cit.*, p. 343.
- 40) *Op. cit.*, p. 341.
- 41) *Op. cit.*, p. 344.
- 42) *Op. cit.*, pp. 344-45.
- 43) *Op. cit.*, p. 344.
- 44) *Op. cit.*, pp. 336-38.
- 45) *Op. cit.*, p. 339.
- 46) *Op. cit.*, p. 341.
- 47) H. Spencer, *The Proper Sphere of Government*, p. 30.
- 48) *Op. cit.*, p. 25.
- 49) *Op. cit.*, p. 25.
- 50) スペンサーにおける内的行為規範及び知性と道徳との関係については, 拙稿, 「ハーバート・スペンサーにおける内的行為規範としての道徳」, 『千葉大学教育学部研究紀要』第43巻Ⅱ: 人文・社会科学編, 平成7年, pp. 103-16参照。
- 51) H. Spencer, *The Proper Sphere of Government*, pp. 25-26.
- 52) *Op. cit.*, p. 26.
- 53) *Loc. cit.*
- 54) *Loc. cit.*
- 55) *Op. cit.*, p. 27.
- 56) H. Spencer, *Social Statics*, p. 345.
- 57) *Op. cit.*, p. 346.
- 58) H. Spencer, *The Proper Sphere of Government*, p. 27.

59) *Op. cit.*, p. 28.

60) *Op. cit.*, p. 27.

61) *Op. cit.*, p. 29.

62) しかし、一方でこれは、スペンサーが『教育論』で展開している見解と矛盾するようにも思われる。『教育論』においてスペンサーは、最も価値のある知識は科学である、つまり、相対的価値基準から構成された知識であると明確に論じている。そこでは科学が、現在及び将来の世代にとっても、最も完全な知性の教育を構成しているとされている。このことは、この引用をスペンサーが『政府の固有な領域』において展開したとき、科学の価値を主唱するという彼の教育理論を十分に把握していなかったことから来るものである。『教育論』で展開した教育理論が、幸福のメカニズムを理解する上で最良のものであるとスペンサーは信じている。最高目的である幸福も進化も、科学という権威に従うことによってのみ実現され得るとされる。つまり、科学の指導が、最も効率の良い進化のための方法だということである。

仮にそうであっても、ここで問題となるのは、科学、即ち、彼の五つの相対的価値基準から構成される知識の指導方法である。国民教育には必然的に画一化が伴うが、理想社会の実現のためには、教育は絶えざる人間の進化を生み出さなければならないことを既に見てきた。重要な点は、いかにして科学教育が多様な人間性の現れとしての多様な意見を保障するかということである。

63) H. Spencer, *The Proper Sphere of Government*, p. 30.

64) *Loc. cit.*

65) H. Spencer, *Social Statics*, p. 330.

66) *Op. cit.*, p. 334.

67) *Op. cit.*, p. 335.

68) *Op. cit.*, p. 331.

69) H. Spencer, *The Proper Sphere of Government*, p. 31.

70) H. Spencer, *Social Statics*, p. 353.

71) 個人の権利の保護のために国家の干渉が必要とされるのは、それが他者によって侵害された場合のみである。それ故、スペンサーは次のような議論を展開するのである。「子供たちの教育がなされなくても、その権利が侵害されたとはいえない。…われわれが権利とみなすものは、個人が持っている諸能力を発揮するという自由一般から派生するもののみである。この自由を実際に減じるもののみが、権利の侵害と呼びうるものであり、それが、個人が自分の欲求の対象を追求するために既に持っている能力を減じるのである。」(H. Spencer, *Social Statics*, p. 330) このような基本的立場のために、子供の教育がなされなくても、それは子供たちの権利の侵害とは見なされなく、国民教育が、そのようなことに対して何ら補う必要はないとされるのである。平等の原則から、個人の自由の権利を保護すること以上のことは導き出すことはできない。ただ「第二道德、即ち、慈善という特性」(H. Spencer, *Social Statics*, p. 331) がこれに関わるのみである。スペンサーの基本的立場である自由の平等原則という正義論は、このような議論をたどらざるを得ないが、これは逆説的である。もし、子供が将来能力を発揮できるように教育されなければ、幸福のために自由の権利を行使することはあり得ない。これはまた、社会進化の否定にもつながりかねない。そのため、後にスペンサーは『倫理学原理』において、子供の養育を種族の保存としてみており、進化論の視点から、それを最重要課題とし、当初権利一般と同列に論じていた子供の権利を、後にそれとは区別して「権利としての主張」としたことはふれられていない。『社会静学』において、スペンサーは自由の平等原則という彼の絶対道德法則のみに依拠して議論を展開しているために、この原則に一切の例外を認めなかったのである。この点については、拙稿、「ハーバート・スペンサーの子供の権利観」、『千葉大学教育学部研究紀要』第44巻 I：教育科学編、平成8年、pp. 177-87の中で詳しく論じている。